

補助を引き続き行います。また、循環型社会の形成に向けて、マテリアルリサイクル推進施設建設（ストックヤード）及び有機性廃棄物リサイクル推進施設（ごみ堆肥化）建設に向けて調整会議等を開催します。

最終処分場については、これまでと同様に建設に向けて取り組みます。また、汚泥再生処理センターの完成に伴い、土曜、祝日の尿及び浄化槽汚泥の受け入れ処理を行い、町民の利便性向上に努めます。

不法投棄を未然に防ぐため、看板や監視カメラを設置するとともに、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。また、循環型社会の取り組みとして緑のリースイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギー等の推進に努めます。

さらに町生活環境保全条例に基づき、生活環境の保全等に関する施策を推進します。また、産業廃棄物の中間処分場に関する諸問題について、計画段階から町への届出等を義務付け、事業実施後も適正に運営されているかを確認することで、町民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境の保全に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽補助金制度を活用しを継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

児童の医療費については、平成27年10月から通院費の助成対象を小学校就学前まで拡充し、入院費の助成対象も引き続き乳幼児から中学校卒業まで行い、児童の保健の充実を図り健やかな成長を支援します。

（4）児童・母子（父子）福祉の推進

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、国民全員の願いです。しかし、子どもたちを取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌してきています。このような中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、町子ども・子育て支援事業計画に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として、保育を必要とする乳幼児の保育園への受け入れ及び慢性的な待機児童の解消に努めます。今年度は、昨年度に続き、小規模保育事業1園の整備事業による入所定員の拡大を図り、待機児童の解消に努めます。

保育の充実としては、心理士による保育園への訪問指導により発達に気になる園児やその親、保

るとともに、町生活排水対策推進計画に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、西原町墓地等の経営許可等に関する条例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和がとれるよう無秩序な開発防止に努めます。



関係機関と協力し、環境保全に努める

（4）上水道事業の充実

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上でなくてはならないものであり、安全で安心な水道水を安定的に供給することは重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は重要であります。これまでも送配水施設の整備拡充と経営

育士への支援に努めます。

また、認可外保育施設に対する巡回による事務指導支援を引き続き実施し、認可外保育施設の仕事負担の軽減を図るとともに、昨年度に引き続き学童クラブ施設に対する巡回事務指導支援を実施 児童健全育成については、西原南児童館建設実施設計に着手するとともに、児童館や放課後児童クラブなどの充実強化に努めます。

また、与那原町、中城村と連携した三町村広域のファミリーサポートセンター事業の充実に努めます。児童虐待については、増加傾向にある要保護児童対策のため、認可、認可外を問わず保育園や幼稚園、小中学校など関係機関を対象とした研修会を開催し、職員のスキルの向上を図るとともに、きめ細かく、かつ適切な窓口相談に努めます。また、要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、適切な支援に努めます。

母子父子家庭については、引き続き母子父子家庭等の医療費助成を行い、児童扶養手当により、ひとり親家庭への自立支援を行っていきます。さらに、町母子寡婦福祉会へ補助金を交付し、会の育成を図ります。

また、喫緊の課題となっている

の安定化に努めてきましたが、今後も、災害拠点病院や広域避難所への供給ルートを優先的に耐震化するなど、なお一層の充実を図ります。

（5）下水道事業の充実

下水道事業については、翁長、兼久地内などにおける面整備の拡大を図ります。普及啓発については、引き続き「9月10日の下水道の日」を中心とした全庁的な取り組みと、未接続世帯に対する個別訪問の強化や公共下水道接続促進補助金の交付により早期接続を促進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

5 「健康と福祉のまちづくり」の推進

（1）成人保健事業の推進

20代、30代の若い世代の健診及び保健指導の充実を図るとともに、40代以降では、特定健診・特定保健指導を行い、肥満と生活習慣病の重症化を予防する対策を重点的に実施します。

また、本町の死亡原因第一位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の受診勧奨に努め、引き続き個別検診を取り

（5）地域福祉活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力ある「ふれあいのまち」を築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、今年度も町社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業を支援し、地域福祉の向上に意欲的に取り組みます。また、同協議会の第3次町地域福祉活動計画を踏まえ、ボランティアセンターやボランティア連絡会の機能充実を図るとともに、見守り活動や友愛訪問交流会など、小地域ネットワーク事業の拡充に向けて支援します。

（6）高齢者福祉の充実

本町の高齢者人口は、ゆるやかに増加していますが、今後の急速な高齢化を見据えた対策を展開します。

豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を生かすことが大切です。そのため、引き続き町老人クラブ連合会や単

入れ、受診しやすい環境づくりに努めます。

高齢者の健康を守るため、高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の定期接種を円滑に進め、健康長寿をめざします。

また、総合的な健康づくりの取り組みとして、「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に生活習慣の改善をめざした健康教育を実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして、食生活改善推進員の養成を引き続き行い支援体制の充実を図ります。

（2）医療保険事業の推進

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、保険税の収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めるとともに、一般会計からの法定外繰入を実施し国保財政の安定化と健全な事業運営に努めます。

後期高齢者医療制度については、安心して医療が受けられるように、沖縄県後期高齢者医療広域連合

を促すための支援に努めます。次に、高齢者保健福祉計画に基づき、年齢を重ねてもいきいきとしたライフステージを実現できるように、既存のサービスだけではなく、多様な社会資源の活用により、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

その中でも今年度は、介護予防や生活支援に重きをおいた生活支援コーディネート体制整備事業に取り組み、高齢者ができる限り介護が必要な状況に陥ることなく、その人らしい生活を持続することができるよう、住民とともに考えます。

また、本年3月から「日常生活支援総合事業」が始まり、要支援の方に加えて、その前の段階の方から介護予防事業を実施します。

他にも、地域包括支援センターの相談事業の充実や各機関との連携、さらに、いいあんべー家、及びいいあんべー共生事業の発展を図り、引き続き介護予防事業を推進します。なお、昨年度から実施している地域リハビリ事業（地域通所事業）は、これまでの1ヶ所から2ヶ所への増を見込んでいます。

介護保険事業については、これまでと同様に保険給付費の適正化に努めます。それとともに、今

と連携し、適切な制度運営に努めます。

（3）母子保健事業の推進

母子保健については、乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種健康診査を実施するとともに、乳幼児の発育・発達の支援、保護者の育児不安の解消に努めます。妊婦健康診査については、安心して妊娠・出産ができるよう引き続き14回の助成を公費負担として生活習慣病予防の視点も含めた妊婦への支援を行います。

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんには赤ちゃん事業」についても引き続き実施します。

また、未熟児や低体重で生まれた赤ちゃんとその保護者に対し、未熟児訪問指導や未熟児養育医療給付を行い、安心して育児ができるよう支援を行います。

さらに、乳幼児健診後の親子療育事業「親子ひろば」及び「親子通園事業」を引き続き実施し、乳幼児の健やかな成長・発育を見守りながら支援を行います。

疾病予防については、感染症予防や「はしか0（ゼロ）」を目指し、乳幼児期に必要な定期予防接種の接種率の向上に努めてまいります。

また、小児慢性特定疾病児への支援として、日常生活用具の給付を進めます。

（7）障害者（児）の福祉

全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、とても重要なことです。障害があっても暮らしやすい社会をめざして、「町障害者計画」及び「町障害福祉計画」に基づき、各種の生活支援の充実に努めます。

また、今年度から身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成事業を実施します。

障害のある人もない人も同じように地域社会の一員として暮らすことができる共生社会をめざすため、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の啓発・広報活動を推進します。

さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が平成28年4月1日より完全施行されることに伴い、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることができるよう推進します。障害者の社会参加の促進につ